

○萩原委員 まず、この間の質疑の成果、結果として、最低賃金法並びに労働契約法について、次第に私ども与党と野党の皆さんの意識が整合化されつつある、そういう雰囲気を感じておりまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

ただ、そのことを前提とした上でも、今後のこうした分野における議論を過たないためにも、しっかりと、それぞれの法案あるいは法案の背景にある政策論あるいは政治論について議論しておく必要がある、そういう観点から質問させていただきたいというふうに思っています。

せんだつて、二日の日でございますけれども、川条委員の質問に対しまして、民主党提案者の方からこういう御議論がございました。

実際、アメリカでは、二年間で五・一五ドルから七・二五ドルに最賃を上げていく云々かんぬん。そして、もう一つつけ加えさせていただきますが、根本的に、今まで、先進国の中で日本よりアメリカの方が最賃が低かったわけですから、議会の中で民主党が勢力を持ったことにより、アメリカではこの最賃が大幅に、先ほど言いましたように、五ドルから七ドルに一・五倍上がって、これで、世界の先進国の中で日本の最賃は最低になっております。

こういう発言がありましたけれども、この発言を聞きながら、ちよつとこれはいただけいな、最低賃金についての御理解ができていないのか、あるいは、理解をしておられた上で曲解をされて、ある種の政治的メッセージに変えられたのではないかと。

最低賃金というものは、経済の中で非常に重要なシステムであります。上げ過ぎてはいけな、下げ過ぎてはいけな。まさに生き物としての経済の中で、ある種の合理性を保ったバランスというもので成立をしておくべきものである。そのバランスというのは、当然でありますけれども、払えるか、生きていけるか、こういう大きな論点に依拠する。それを我々はシステムとして、政治的な、少なくとも党派的な利害とは

関係なくて、まさに公平で、そしてしっかりと議論の上で成立をさせていく、そのことがまずは求められているというふうに考えております。

その関係で、政府参考人の方にお伺いをしておきたいわけでありまして、まず、この間の議論、つまり、アメリカの最低賃金が一九九七年以降上がっていないわけでありまして、ちょうど十年目になるわけですが、この十年間における日米の経済の名目の成長率はどうなるものであつたか。そして、それにまた非常に深く関係をいたしますけれども、その同じ期間における日米のインフレ率、CPI、消費者物価指数でありますけれども、この累積インフレ率は一体どのようなものであつたか、ちよつとお答えをいただければ幸いです。

○齋藤政府参考人 お答え申し上げます。日米両国につきましては、二〇〇六年までの十年間の名目GDP成長率を累積いたしますと、日本は〇・七%の伸びとなります。また、米国は六八・八%の伸びとなっております。

それから、同じ期間につきまして、日米両国の物価上昇率、これは今先生御指摘のように、消費者物価指数の総合で計算をいたしますけれども、この累積をいたしますと、日本はマイナス〇・五%の低下、それから、米国は二八・五%の上昇となっております。

○萩原委員 もう一つファクトだけお尋ねをしておきたいんですが、その同じ十年間に、日米の最低賃金、これは確認的な質問ですけれども、どういふ推移をたどっているか、これについてもお答えをいただきたいと思っております。

○青木政府参考人 この十年間の日米両国の最低賃金の水準の変遷についてでございますが、アメリカにつきましては、一九九七年以来十年間、法改正が行われませんで、五・一五ドルに据え置かれてきました。ことしの五月の法改正によりまして、現在は五・八五ドルになったところでございます。

一方、我が国につきましては、毎年、最低賃

金審議会における地域の実情を踏まえた調査審議を経て決定が行われてきておりまして、この間、一九九七年、平成九年の六百三十七円から、ことしの六百八十七円になったところでございます。

○萩原委員 お許しをいただきまして、お手元に、今の御答弁にあつた事実をやや詳しく参考資料として提起をさせていただいています。御案内のように、日本の現在の法律では、生計費、賃金あるいは支払い能力といったことを加味しながら、いろいろな議論を重ねて最低賃金を決めていくわけでありまして、この間、日本においてはCPIがマイナスでありました。

実は、生計費の基準というのはCPIが本当が一番正しいんですけども、これが累積的にマイナスになる中で最低賃金が引き上げられていくということ、これは、考慮要素として、この間さまざまな、生産性の向上とかあるいはいろいろな形で企業収益が特にこの数年間回復している等々の支払い能力要因というのを考慮しないと、これは上がらなかつたんです。そういう意味で、実は、私が申し上げたいことの一つは、非常にある意味ではバランスのとれた形になつていく。

一方、アメリカを見ますと、この間、二八・五%の累積CPIの上昇があつたにもかかわらず五・一五ドルで据え置かれていたということ、完全にこれはアンダー水準、つまり、最低賃金が実質で低下をしてきたということであつたし、あるいは、まさに合理的に引き上げる余地が非常にあつたということですね。

さらに、アメリカの名目GDPの成長が六八ありまして、もちろん、名目GDPは、この中で物価の部分と、それに量的な拡大、つまり、人口がふえるとかあるいは機械設備がふえるとか、質的な拡大、労働生産性が向上するとかあるいは資本の効率が上がるとか、さらに税要素の部分が若干ございますけれども、いずれにしても、さまざまな要素でこれが増大をし

ている。

その中で、労働生産性の部分は少なくとも賃金として還元できるのじゃないかということ、御案内のように、二八・五として六八・八の間、ここに最低賃金の上昇率もおさまつてくる。

具体的に言いますと、その左上の表の上で四〇・八、つまり、二年後の七・二五というのが出ていますけれども、これが累積でいうとやはり四〇・八になるんですが、これを現時点に引き直してみると、ちよつとこの二八・五と六八・八のいい水準に達している、こういうふうに理解をすることができると。したがって、これは、ある種、経済合理的な判断の中で当然の帰結として調整されたというふうに考えるべきである要素が強いんです。

もちろん、民主党の提案者なぜかおられなくなりましてけれども、民主党が勢力を持ったことによりという議論もあるかもしれないけれども、この最低賃金の算定に当たって、恐らくアメリカ政府当局の各部門が非常に正確な判断をして、それを情報提供した上で、それが法案の形になつて通つていった、こういうことがあるのではないかとこの間、思つてございます。

一方、我が国について見ますと、この間、先ほど申し上げましたように、若干のデフレ傾向が継続をしていたにもかかわらず、七・八%、八%の最低賃金の引き上げをいろいろな形で実施できたこと、これは実は誇るべきことでありまして、そして、今までお話を申し上げたように、実質の世界に引き直してみますと、日本の方がきちつと最低賃金の上昇が図られていた。

したがって、せんだつて提案者の方がおっしゃつたような、世界の先進国の中で日本の最低賃金が最低になつていくということは、非常に大きな意味での誤解か曲解にほかならない、このことはまず明確に委員の方々に共通認識としてお持ちをいただきたい、さよう考えるわけでありまして。

もし提案者の方に御感想がございましたら、

お聞きをいたします。なければ結構です。
○細川議員 今、萩原委員の方から御高説を賜りまして、今のお話は理解できることが多々ございます。

ただ、この間、別の提案者から御説明があったのは、アメリカの方でも最低賃金が上がったんだ、形式は、法定で決める、あるいは審議会とか、いろいろ違うんですけども、その事実を踏まえて、最低賃金が上がったんだということとを申し上げたくて、そして日本でもやはり今の状況を考えると上げるべきなんだということとを申し上げたんだというふうに思います。

あくまでも、アメリカの実態というよりも、アメリカで最低賃金が上がったんだ、そのときに、選挙によって民主党がアメリカの方で勝利をした、その直後に上がった、事実を中心に述べたものだと思います。

○萩原委員 ということは、逆に、実質的な意味において、我が国の最低賃金というものが世界最低であるという判断は、これは違うという理解でよろしいでしょうか。（細川議員「もう一度」と呼ぶ）

○茂木委員長 実質的な意味において、日本の賃金が世界最低であるという認識は違うということでしょうかね。

○細川議員 形式的な数字からいえば、賃金は低いという事実を申し上げただけだと思います。認識においては、そんな変わりはないと思います。

○萩原委員 最後にぼそとおっしゃった、認識についてはそんなところを信じて、御理解をいただいたものと推定をさせていただきますか。なければ議論が前に行かないというふうに思っています。

いずれにしても、今申し上げましたように、最低賃金を考えるときに、さまざまな要素を正確にとらえて議論をする、そして、それを絶対に政争の具にすべきではないということは明確でございます。

実は、アメリカにおいてもそういう判断のもと

に、先ほど言いましたように、この水準を決めるに当たっては、経済合理性、さまざまな意味での妥当性というものが議論されたものが法案になっている、審議会のレベルというのがもつとどこか下にあるんだ、そういう御理解をぜひ賜っておきたいというふうに思います。

そして、私たちは、今、政府の提案でございますけれども、こういった公平な、妥当なシステムの中に生活保護の関係というものを加えて入れ込もうとしているわけでございます。

これは、経済の合理性あるいは経済の流れの中にあるとはいえ、憲法が保障している最低水準の文化的な生活ですか、そういったこともやはりこの賃金体系の中に反映することは、日本の今の状況から考えて、決して妥当性を欠くものではないという意味であります。実はかなり思い切った判断であるというふうに私どもは受けとめるべきだということに思っております。

そして、その結果というのは、これも提案者の方のお話にあつたんですが、毎年一円とか二円、そういうことを慎重にやっているうちに先進国の中で日本の最低賃金は最低になってしまつて、その結果云々かんぬん、こういう先験的御判断があつたようでございますけれども、少なくとも、私たちは、今、成長の成果というものを何とか早く国民経済全体に裨益をしようというところで、民主党も自由民主党も公明党も一生懸命に意思を明らかにしてきたわけでありまして、そういう意思というものが多くの方々に御理解をされる中で、御案内のように、この表にもございますように、例えば、二〇〇七年の改定、つまりことしの改定では、一円、二円ではなくて十数円の改定が既に行われている。その事実も御案内になっていないのではないかとと思われるような御発言でありました。

そして、今回、生活保護との関係というものを新たに判断要素に入れるということは、先ほど申し上げたように、これはかなり大きな制度変更であり思い切った決断である、他の要素も消していない。といたしますと、私の想定でござ

いますけれども、結構大きなインパクトが最低賃金全体に与えられるというふうに私は思っています。

一円、二円ではない、三円、四円ではない、五円、十円でもなくて、もう少しいい水準のインパクトが与えられるだろうというふうに私は想定をし、そのことを、もちろん審議会の方々が議論した結果でありますから、今先験的にどうこう言う立場の方がこの中におられるとは思いませんけれども、もしそう言ったとしても、舛添大臣は、それは高過ぎるとは言わないはずだというふうに思いますが、大臣、いかがでございますでしょうか。

○舛添国務大臣 高過ぎると言うか言わないかですけれども、これは基本的に審議会の場で経済情勢をきちんと精査した上で決めているわけですから、先ほどの委員の議論のように、成長率との兼ね合い、こういうことを考えれば、私は、基本的に公正な水準で決められているというふうに信じております。

○萩原委員 ありがとうございます。

まさにそのとおりでありまして、私たちがゆだねていくと、今度新しい要素が入ってきたときに、それが、私としては、例えば五十円とか三十円とかそういう引き上げになつても、大臣としては妥当なものである、公正なものである、こういう見解を恐らくお述べになられるだろうというように改正が今企図されているんだ、そのことは提案者の方々も含めてぜひ御理解を賜りたいと心からお願ひし、そして、その非常に大胆な提案を、十分な議論もされない中で、一円、二円というふうに先験的におっしゃる根拠がもしおありになるんだつたら、ここで、提案者にその根拠について御説明をいただきたいと思ひます。（細川議員「何の話ですか」と呼ぶ）

○茂木委員長 結局、引き上げが一円、二円と小さいということに対して、合理的な根拠があるのならばという話だと思います。

○萩原委員 要するに、今回の政府案を念頭に置かれた上で、一円、二円という引き上

げしかできないんじゃないかという御議論があつたようでございますので、その根拠はどうなんだということをお聞きしたわけでありまして。

○川条委員

労働関係三法案全体について伺います。
今回の労働関係三法案の改正というのは、国家戦略というマクロな視点から見たら、成長力底上げ戦略の一環などとして、少子化対策の環境整備の一環として、働き方を見直している、このための関連法制の整備であるという解釈もできます。そして、今回の労働関係三法案によつて、労働者が安心、納得して働ける環境整備が私はある程度進むと思うんです。

そのことは、とりもなおさず、近代資本主義社会の貨幣経済の中では見落とされがちであった家庭というものの重視にもつながると思つています。労働者にとつて、仕事だけではなく家庭も重視できる、家族の暮らし、これが一番最大の生活の基本単位ですから、この暮らしの充実にもつながる、私は、この労働三法案の改正で、そんな期待を持っておりますが、この点について最後に政府にお伺いしたい。

もう一つ、最低賃金が適用されたとしても、罰則が引き上げられて、ここは政府案も民主党案も非常に評価するところなんです、結局、最低賃金が引き上げられたよということ世の中が知らなければ、そのまま、そして罰則五十万円がかかつて、えつという状態になる。その周知広報はどのようにされるおつもりでしょうか。

その二点について政府側にお伺いしたいと思つてます。

○茂木委員長 時間が経過をしておりますので、簡潔にお願いします。

○青木政府参考人 御指摘のように、仕事と生活の調和がとれた働き方ができる社会というのを実現することは大変重要だというふうに思っております。厚生労働省では、そういったことに向けて、社会的機運の醸成や企業の取り組みの促進を図っております。そういった環境整備を推進しているところであります。今後ともそういった努力を続けていきたいというふうに思っております。

それから、最低賃金が引き上げられたときの周知広報でございますが、まさにおつしやることであるというふうに思っております。従来から、ポスターの掲示でありますとかリーフレットの配布でありますとかホームページへの登載など、周知を図っておりますけれども、そのほか、地方公共団体や使用者団体に対する広報紙への掲載依頼を行うというようなこともいたしておりますし、政府全体としても、国民への広報の推進に取り組みということでも、成長力底上げ戦略でも定めておるところでございます。

ことしの六月には、最低賃金の履行確保を図るために、問題があると考えられる業種を重点として全国約一万事業場を対象に一斉監督も行いました。

今後ともこういった努力をして、最低賃金が守られるように一層周知に努力をしていきたいというふうに思っております。

○川条委員 ありがとうございます。

女性に対する政策、労働に対する政策というのは国民全体にかかわるものだけに、いろいろな政党の協議を通してよりよいものをつくっていく必要があると思つています。そのためにきょうの議論は非常に有効であったと思つています。

ありがとうございます。

○福島委員 大臣、御苦勞さまでございます。

まず冒頭、本日は民主党案の提出者の方もおられますので、法案の成立に向けて修正協議が肅々と行われまして一定のコンセンサスを得た、このことを評価させていただきたいというふうに思っております。各般にわたる事案につきまして、政治の停滞は許されたいわけでありまして、これからも、民主党におかれてはしっかりと政策協議というものを行っていただきたい、このように要請をさせていただきたいと私は思っております。

そして、まず初めに最低賃金法、これは、現在問題になっておりますワーキングプア、雇用手格差、これをどう是正していくのかということに、おいても非常に大切な課題でございます。

さきの質問におきまして、法改正した後につきりとフォローアップをしていくことが必要である、このように申し上げたわけでありませけれども、具体的に、生活扶助基準に対して最低賃金の方が低い、こういう事例もあるというふうに向っておりますけれども、具体的な方向性といえますか、どの程度の期間をかけてこの法改正にのっとり最低賃金を実現していくのか、政府のそのあたりのお考えをお聞きしたいと思っております。

○青木政府参考人 今回お願いしております最低賃金法の改正法案については、公布後一年以内で施行期日を定めるということになっております。したがって、これを成立させていたいただきましたならば、早急に公布をいたしまして、所要の準備、周知を行って施行していきたいというふうに思っております。

具体的な最低賃金の額につきましては、毎年、中央最低賃金審議会における目安審議を経た上、地方の最低賃金審議会でも毎年審議をして、毎年額を改定しているというところでございまして、このようにしたスケジュールで、それのこのようにして、今回の法律の趣旨にのっとり、このように考えております。

○茂木委員長 生活保護等との調整をどれくらいタイムスパンで進めるかという質問です。

○青木政府参考人 生活保護との関係について今法案で規定をいたしているわけでございませ。そして、その施行が今申し上げましたような形になっておりますので、それに応じて地方の最低賃金審議会でも具体的に額が毎年度決定されるというふうに思っております。

○福島委員 政府としては、なかなか具体的にどのような時間というのには答弁しにくいだろうと思っております。しかし、法が成立しましたら、余りにも長い期間にわたってその趣旨が実現しないということではまた困るわけでありまして、適切な御対応をいただきたいというふうに思っております。

○高橋委員

次に、政府に伺いますが、現在、政府は、生活扶助基準の見直し検討会を開催しておりますが、低所得世帯の消費支出を踏まえた見直しなどが二〇〇六年の骨太方針などで要請されており、このことによつて生活扶助基準が引き下げもあり得るのかということ懸念しておりますが、いかがでしょうか。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。

生活保護基準につきましては、平成十六年に専門委員会での水準の検証を行ったわけでございますが、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に引き合わせるために、全国消費実態調査などをもとに五年に一度の頻度で検証を行う必要がある、こういうふうにされているところでございます。また、委員御指摘の昨年の閣議決定もございします。

御指摘の生活扶助基準に関する検討会は、全国消費実態調査、五年に一度行われておりますが、その結果が生活保護の作業にも使えるようになりまして、級地を含む生活扶助基準について、直近の今の調査を踏まえた専門的な分析、検討を行つていただくことを目的といたしまして開催しているところでございます。

委員御指摘の、引き下げることがあるのかということでございますが、まさに、本検討会は、今申し上げました全国消費実態調査という客観的な調査結果に基づいて専門的な分析、検討を行つていただくために、学識者を集まうたいただいて検討しているところでございまして、あらかじめ基準の引き下げまたは引き上げといった方向性を持って検討しているところではございません。

○高橋委員 あらかじめ決めるということではないと。もちろん、詳細に級位で分けていきますと、逆に基準の方を上げなければならぬとか、そういうものがあるという資料もいただきました。しかし、私が伺っているのは、あらかじめかとい

うことではなくて、引き下げもあり得ますねということをお伺しております。

○中村政府参考人 まさに、ただいま申し上げましたように、全国消費実態調査等をもとに検証する必要があるということでございます。検証の結果、上がるケースもあると思ひますし、下がるケースもあるということで、可能性については両方とも否定するものではございません。

○高橋委員 両方とも否定するものではないというお話がありました。

基本的にはこれは、そうはいつても、生活扶助基準の見直しということ、主に引き下げがねらわれているのではないかと、これに対して、私たちは強く反対をしているものであります。

同時に、生活扶助基準というのは、生活保護法が、憲法二十五条に基づく健康で文化的な最低限の生活、これを保障するものであるということでありまして、この基準が下がるということは、いわゆる今述べた健康で文化的な生活という最低生活費がこの程度というふうに国が認めたということに相なるのだからと私は解釈するのであります。

そこで、最低賃金とこの生活保護基準と整合性を図るということは、国によって生活保護基準が結果として引き下げになった場合、最低賃金も引き下げされるといふことも選択肢としては否定できないと思ひますが、いかがですか。政府に伺っています。

○青木政府参考人 地域別最低賃金を決定する際に考慮すべき要素といふものについては、労働者の生計費、それから賃金、それから通常の事業の賃金支払い能力といふ三つの要素、これを決定基準にいたしているわけであります。今般の改正におきまして、この地域別最低賃金を決定する際に考慮すべき要素の一つである生計費について、生活保護に係る施策との整合性に配慮するということとを明確にしようとしていたわけであります。

したがって、地方最低賃金審議会、具体的な

水準を決めるということでありまして、生活保護基準額の水準のみに連動するような性格のものではないわけでありまして、そういう意味では、総合的に考慮されるということでありまして、可能性については否定をされるものではないと思ひますが、今申し上げましたように、生活保護基準が下がったからといって、機械的に何か地域別最低賃金が引き下がるというよりなものでないということでありまして。

○高橋委員 今、否定されるものではないとお答えになったと思ひます。もちろん、私も、前回は最低賃金の問題を質問して、三つの要素であるということは十分承知した上で質問してあります。ですから、当然、機械的に基準が下がったから下がるということでは決まらな

し、あえて今回、このことを条文に盛り込んだ。盛り込んだことによつて、現状は生活保護基準を下回る最低賃金を改善しようといふところからスタートしたかもしれないけれども、しかし、今最低保護基準を見直しているという現状において、これを否定できないんだ、下がることも当然あり得るんだということをお認めになったと思ひます。

私は、その点で、この最低賃金が生活保護との整合性を図ると書いたことによつて大きく改善されるということではないのだ、むしろ引き下げもあるのだということ強く指摘したいと思ひます。

そこで、次に伺いますが、産業別最賃が、使用者側のなくせという厳しい攻撃に遭いつつも特定最低賃金として残ったことは歓迎したいと思ひます。ただ、罰則は除外されました。これを補てんする措置をどのように考えていらつしやいますか。

○青木政府参考人 現行の産業別最低賃金については、御指摘のありましたように、これは廃止され、特定最低賃金として、いわば最低賃金法上の罰則の適用はなくして、民事的効力のみを有するということにいたしているわけでありま

すけれども、これは民事的効力を引き続き有しておりますので、この特定最低賃金の不払いにつきましては、これは約束した賃金ということになります。その賃金を払わなかったということになりますので、労働基準法の二十四条に規定いたしております賃金の全額払い、これに違反をするということになります。

したがって、この労働基準法二十四条違反として、これは罰金額は、今度の最低賃金法とは異なりますけれども、上限三十万円ということでありまして、引き続き罰則としては、額は違いますが適用されるということになります。罰則規定については、そういう意味で、全くなくなるということではないわけ

です。ただ、これは、その特定最低賃金について最低賃金法上の罰則を外しましたのは、最低賃金については、賃金の最低限を保障する安全網としての役割、これはすべての労働者についてあまねくそういう役割を期待するということ、地域別の最低賃金をまず全国にのびることを義務づけるということ、必ず地域別の最低賃金が日本全国の労働者に及ぶということ、まずセーフティーネットとして強化をする、この地域別最低賃金についても罰則を引き上げるといふようなことで、ここに従来のセーフティーネットとしての意味合いを期待するということであり

ます。産業別最賃につきましては、いわば関係労使のイニシアチブにより設定をして、企業内におけるいろいろな賃金水準を設定する際のいわば労使の取り組み、それを補完するといふようなこと、あるいは公正な賃金決定に資する、そういうことを期待して整理をいたしました。しかし、先ほど申し上げましたように、罰則としては労働基準法が適用されるということになります。

○高橋委員 労働基準法二十四条が適用されて三十万の罰則になる、これは確認させていただきたいんですが、今回、今ある説明をされましたように、最低賃金法の罰則を五十万円

まで引き上げた。引き上げたけれども、産別最賃は別よとしたということで、次は産別最賃危うしかということはどうしても指摘したいなと思っております。

私は、むしろこのことは大いに充実をさせて、今課題となっている医療、介護、福祉分野などにおいても産別最賃ということを模索していったらいいのではないかと、このように思っております。これは要望にとどめます。

そこで、大臣に伺いたいと思うんですけども、今回、珍しく二けたの引き上げということで、加重平均十四円余の引き上げになりました。ただ、それでも私の地元青森県は六百十九円でございます。二千時間働いて百二十三万八千円にしかならない、こういう実態であります。まだまだ最低賃金はワーキングプアの水準ではないかと私は思いますが、大臣はどのように考えますか。

○舛添国務大臣 今先生のお話を賜りながら、東京だと幾らになるんだろうと思つて、これは七百三十九円で、二千掛けてみたら百四十七万八千円なんです。そうすると、約二十五万ぐらゐの差が、二十四万か差があるんです。

そうすると、これはもう委員の御地元ですから、私の感覚からいうと、青森というのは非常に物価が安くて生活費がかからないところかなと。やはり、私も感覚的に申し上げれば、いや、これで生活するのは、まあ青森知りませんけれども、大変かなという感じはいたします。

ただ、これは地方最低賃金審議会ということ、公労使三者で、青森の状況を全部勘案した上でお決めになるということですから、物価水準とかいろいろなことを考えてされるだろうなということ、公平な立場でお決めになったんだらうということが一つ。

ただ、問題は、ずっとこの一連の議論でありますように、憲法二十五条、生活保護とこの最低賃金との整合性、やはり最低賃金の方が生活保護よりも下じゃないかということ、私が理

解する限り、青森はそのケースに当たらないというように思います。たしか十一ぐらいそういうところがあつたと思えますけれども。しかし、今回の法律はそれをきちんと明記するということでございます。

それから、成長力底上げ戦略推進円卓会議で、やはり政労使の合意形成で長期的にこの最低賃金を上げていくということでございますので、こういう方向をそれぞれ皆が努力しながら、長期的なこの最低賃金の引き上げということに向かつてやるべきだ、そういう考えを持っております。

○高橋委員 確かに東京に比べれば若干物価は安いけれども、それだけで吸収できる格差ではないということを指摘したいと思つます。

八月に厚労省が発表した、日雇い派遣労働者及び住居喪失不安定就労者、よくネットカフェ難民などと呼ばれておりますが、その実態調査、この中で、日々雇用される日雇い派遣労働者の平均就業日数は十四日、平均月収は十三万三千元です。これは、青森県の最賃労働者がフルタイムで働いても十一万足らずですから、それよりも下回つているという実態であるということ、これは答弁は求めませんが、こういう実態であるということをよく考えていただきたいと思つます。

私は、別に東京も高いとは思っておりません。この水準を全体として底上げするべきだと指摘をしたいと思つます。

○阿部（知）委員

そして、私は、本日の予定された質問、まず最低賃金についてお伺いを申し上げます。

せんだつての委員会の後半でも取り上げさせていただきますが、きょう皆様のお手元にございますのは、厚生労働省の平成十九年六月の最低賃金の履行確保に係る一斉監督結果というものの結果データでございます。

この一斉検査という一斉監督結果というのは、成長力底上げ戦略の中で、ぜひ最低賃金も何とか遵守の方向を獲得しようという政府の姿勢によつて、通常ですと一月から三月、最低賃金の違反についての現場の監督は入るわけですが、それに合わせて、もう一回別に六月にやつた、スペシャル版でございます。

私は、いつも厚生労働省にああだこうだ批判ばかり言う方ですが、この検査については、やはり従来のものよりも破格に詳しくなされていますし、ぜひ、きょうここで最低賃金の論議がございました後のフォローにも生かしていただきたいと思ひますので、あえて現物を御提示して取り上げさせていただきます。

一枚目を見ていただければわかりますように、ここには地域別と産業別の最低賃金の、いわゆる違反をしているなどと思われるところをねらつて入るわけですが、幾つもの事業所が、おのおのどんな業種ごとに違反件数が多いかというものの紹介が地域別、産業別でございます。

多少繰り返しますが、地域別の方で、繊維製品製造業、クリーニング、食料品、あるいは繊維工業、飲食店、理容業、ハイヤー・タクシーなど、千数百件というのほそもそもそういう業種が多くて挙がっているところでございませう。

あわせて、産業別の方を見ていただきますと、先日も申しましたように、多い業種、おのおの、産業別の方が賃金レベルは高いわけですが、例えば電気機械器具製造等、最初にどのくらいの手に入っているかという、最初の数がいわば違反の多さの証左でございます。

こういう新たな詳細な検討をなさつた、きょう青木さんに御答弁いただきたいんですが、このことを生かして今後どのように施策をしていけるかについて、一問目、お願いいたします。

○青木政府参考人

この六月に実施いたしました最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果、これは今御指摘になりましたように、業種別の状況が明らかになりましたし、また労働者につきましても、性別、あるいはパート・アルバイトというよう雇用形態等の状況が判明いたしました。

最低賃金の履行確保を図るためには、監督指導とあわせて周知広報も重要でございます。こうした分析結果をもとに、問題があると考えられる業種等を重点とした集団指導でありまして、周知広報、そういった実施を図つてまいります。

○阿部（知）委員

今、青木局長の御答弁にあつたことが二枚目にも出ておりますが、二枚目には、この監督検査が入つた、そこで働く総労働者数は十六万八千四百五十四人、うち女性が何%、そして最低賃金未満の方が二千五十一人で、その内訳が女性やパート・アルバイト、障害者、外国人であることは前回も御紹介申し上げました。しかし、これまでの厚労省にはなかつたデータでありますので、私は何度も申しますが、これらを生かした施策をしていただきたい。

そして、ぜひ舛添大臣にはお願いがございませうが、こうした監督検査に入るにも、やはり職員の数、監督官の数というものが重要になっております。

この数年、微増はしておりますが、例えば平成十五年は二千八百十二、十九年は三千十一、これは監督官の数でございますが、今は対面のいろいろなトラブルにも対応しなきゃいけないという中で、こうした労働法制の改正が本当に生きていくためには、私は監督官の人的な充実ということがとても重要と思ひますので、大臣の御尽力とお考えを伺ひたいと思ひます。

○舛添国務大臣

今、委員に御紹介いただいた調査、こういうものが、この最低賃金法が成立した後もさらに続けていくことによつて、法律の施行を担保していくものだと思います。

今、力強い御発言を賜りましたが、政府全体として、行政改革をやる、公務員数を減らす、そういう厳しい方針で臨んでいる中で、いかにして人員を確保するか、日々努力をしているところでございますので、最終的には国民の皆さんの税金によつてこういう監督官をふやさないといけない。ぜひ国民の皆様にも御理解を賜り、また国会の皆さん方の御理解も賜りまして、我々としてもこの人数を増員するという努力を傾けたいと思ひます。

○茂木委員長 この際、お諮りいたします。

今国会、細川律夫君外三名提出、労働契約法案及び第六十六回国会、細川律夫君外二名提出、最低賃金法の一部を改正する法律案につきまして、提出者全員より撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○茂木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○茂木委員長 ただいま議題となっております各案中、内閣提出、労働契約法案及び最低賃金法の一部を改正する法律案の両案に対する質疑は終局いたしました。

○茂木委員長 この際、内閣提出、労働契約法案に対し、田村憲久君外四名から、また、内閣提出、最低賃金法の一部を改正する法律案に対し、田村憲久君外四名から、自由民主党・無所属会、民主党・無所属クラブ及び公明党の三派共同提案による修正案がそれぞれ提出されております。提出者から順次趣旨の説明を聴取いたします。

○田村（憲）委員 ただいま議題となりました最低賃金法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党・無所属会、民主党・無所属クラブ及び公明党を代表いたしまして、その提案理由を御説明申し上げます。

本修正案は、これまでの当委員会における審議を踏まえ、自由民主党・無所属会及び公明党並びに民主党・無所属クラブの協議の結果、合意が得られたものであります。修正案は、お手元に配付したとおりでございます。

その内容は、地域別最低賃金の原則に係る規定について、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な

最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとするものであります。

以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○茂木委員長 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○高橋委員 私は、日本共産党を代表し、内閣提出の労働契約法案及び最低賃金法の一部改正案、労働契約法案に対する修正案及び最低賃金法の一部を改正する法律案に対する修正案の四案に反対の討論を行います。

ワーキングプアなど働く貧困層の拡大に象徴される雇用、労働をめぐる深刻な実態は、日本の将来を左右する重大な社会問題になっています。さきの通常国会は、労働国会とも言われ、労働三法案の質疑が十分に行われることが期待されていました。

ところが、さきの通常国会で社会保険庁改革関連法案の委員会強行採決の直後に、合意のないまま趣旨説明が行われるという不正常的な形で審議入りし、今国会に継続されました。今国会でも、参考人質疑も行われないまま、審議時間は、通常国会と合わせてもわずか二十三時間半と極めて不十分であり、拙速な採決は断じて認められません。

最低賃金法改正案に反対する第一の理由は、労働者、国民の切実な願いである現行最低賃金の抜本的引き上げに結びつかないからです。

最低賃金の水準が生活保護の水準を下回るという異常な状態の解消は、遅きに失したとはいえ、当然のことです。しかし、今日、多くの労働者、国民は時給千円以上の最低賃金引き上げを要求しています。これは年収換算で二百万円程度という水準であり、いわゆるワーキングプア、貧困問題の解決のためには最低限の要求であります。

ところが、政府は、一貫して最低生計費の水準を明らかにせず、生活保護とどのような整合性を図るのかも不明です。一方、生活保護水準の切り下げが議論されている昨今においては、これに連動して最低賃金が引き下げられる懸念すらあります。

反対する第二の理由は、地域別最低賃金を任意から必須とし、地域格差を固定化するものだからです。全国一律最低賃金こそ実現するべきです。また、廃止すべきとの意見もある中、産業別最低賃金は存続されたことは重要ですが、罰則が適用除外されました。労働契約拡張方式が廃止されることも、現行制度からの明確な後退であり、認められません。

最低賃金法の一部改正案に対する修正案は、生活保護法の本来の原則である憲法二十五条の規定を重ねて述べたにすぎず、原案を改善させる保障にはなり得ません。

以上を指摘し、討論を終わります。

○阿部（知）委員 私は、社会民主党・市民連合を代表し、内閣提出の労働契約法案及びその修正案について反対、また、内閣提出の最低賃金法の一部を改正する法律案及びその修正に対して賛成する立場から討論を行います。

次に、内閣提出の最低賃金法の一部を改正する法律案及びその修正案について意見を述べます。

同法の見直しによって、産業別最低賃金が民事的な性格に変わり、罰則の適用がなくなることも、また、派遣労働者に対して、現在適用されている派遣元の最低賃金が、派遣先の最低賃金の適用に変更される点などについては懸念があります。

しかしながら、ワーキングプアの問題が深刻化し、地域別最低賃金が徹底強化され、大幅引き上げにつながっていくことが求められている中で、本法案の改正は一步前進と評価できると考えます。今後、最低賃金を抜本的に底上げするために、全国一律の最低賃金制度の創設を含めて、議論を深めていく必要があると考えます。

最後に、本法案が国民の生活にかかわる重大な内容であるにもかかわらず、与党と民主党のみでの修正を協議し、採決を急いだことについて疑問を呈し、私の反対討論を終わります。

○茂木委員長 これにて討論は終局いたしました。